

訂正版

## 衆議院 議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日は12月14日(日)

午前7時～午後8時

### 投票区・投票場所および投票区域一覧

投票区・投票場所	投票区域
1 第十小学校	柳窪一～五丁目(一丁目9番を除く)
2 下里小学校	柳窪一丁目9番、下里三～六丁目
3 第七小学校	滝山五丁目、六丁目2番・3番、七丁目21番～26番、下里二丁目
4 西中学校	前沢四丁目、滝山一・二丁目、六丁目1番、七丁目1番～20番、八幡町三丁目2番～11番
5 第九小学校	前沢五丁目、滝山三・四丁目、弥生全域
6 本村小学校	下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目2番～5番
7 小山小学校	小山三丁目、四丁目5番～8番、五丁目3番～12番、野火止二丁目12番・14番～18番・20番・22番～24番
8 久留米中学校	小山二丁目、四丁目1番～4番、五丁目1番・2番、幸町二・五丁目、野火止一丁目、二丁目1番～11番・13番・19番・21番、八幡町一丁目1番・6番～9番
9 第一小学校	幸町四丁目、中央町三丁目1番～22番、五・六丁目、前沢一丁目、八幡町二丁目、三丁目1番・12番～16番
10 第三小学校	幸町一・三丁目、中央町一・二丁目
11 東久留米市役所	本町一丁目、二丁目2番～13番、三・四丁目
12 南町小学校	南町全域、前沢二・三丁目
13 第五小学校	ひばりが丘団地、中央町三丁目23番～28番、四丁目、南沢三～五丁目
14 南中学校	学園町全域、南沢一・二丁目
15 浅間町地区センター	浅間町全域
16 第二小学校	大門町一丁目、新川町全域
17 成美教育文化会館	氷川台一丁目、二丁目7番～31番、東本町全域、本町二丁目1番・14番、小山一丁目
18 金山学童保育所(第六小学校敷地内)	金山町一丁目、二丁目10番～20番、氷川台二丁目1番～6番・32番～40番
19 神宝小学校	神宝町一丁目、二丁目1番～9番・12番・13番、金山町二丁目1番～9番、大門町二丁目
20 グリーンヒルズ2号棟集会所	上の原全域、神宝町二丁目10番・11番・14番

12月14日(日)は、衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。この選挙は、今後の国政の行方を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないで、必ず投票しましょう。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7777へ。

東久留米市で投票できる方

東久留米市で投票できる方は、満20歳以上(平成6年12月15日以前生まれの方)で、東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、26年9月1日以前に東久留米市に転入の届



け出をし、26年12月1日現在引き続き住民登録のある方です。

市内転居した方

▼26年11月19日以前に転居届を出した方 新住所地の投票所で投票

▼26年11月20日以降に転居届を出した方 旧住所地の投票所で投票

転入した方

▼26年9月2日以降に他の市区町村から東久留米市に転入届を出した方 東久留米

市では投票できません。前住所地の選挙人名簿に登録されている方は前住所地で投票を行うことができますが、前住所を転出した日から4カ月が経過すると投票ができません。前住所地の選挙管理委員会にご確認ください。

転出した(する)方

▼26年9月2日以降に東久

ご利用ください

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができないと見込まれる方は期日前投票ができます。

【投票期間】12月3日(水)13日(土)。ただし、最高裁判所裁判官国民審査は12月7日

東久留米市から他の市区町村に転出届を出した方 新住所地で投票することはできません。前住所地である東久留米市の選挙人名簿に登録されている方は東久留米市で投票を行うことはできますが、投票日までに転出した日から4カ月が経過すると抹消されますのでご注意ください。詳細は選挙管理委員会へお問い合わせください。

【投票場所】期日前投票所(市役所7階703会議室) 【投票手続き】持参していた「投票所入場整理券」の裏面に「期日前投票宣誓書」の様式を印刷してあります。宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し直接投票箱へ入れます。期日前投票を利用する場合は、あらかじめこの様式に記入の上、期日前投票所へお越しください。 ※選挙当日投票所で投票をする方は、「期日前投票宣誓書」の記載は不要です。

【投票時間】午前8時半～午後8時

【投票場所】期日前投票所(市役所7階703会議室) 【投票手続き】持参していた「投票所入場整理券」の裏面に「期日前投票宣誓書」の様式を印刷してあります。宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し直接投票箱へ入れます。期日前投票を利用する場合は、あらかじめこの様式に記入の上、期日前投票所へお越しください。 ※選挙当日投票所で投票をする方は、「期日前投票宣誓書」の記載は不要です。

【投票期間】12月3日(水)13日(土)。ただし、最高裁判所裁判官国民審査は12月7日

【投票場所】期日前投票所(市役所7階703会議室) 【投票手続き】持参していた「投票所入場整理券」の裏面に「期日前投票宣誓書」の様式を印刷してあります。宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し直接投票箱へ入れます。期日前投票を利用する場合は、あらかじめこの様式に記入の上、期日前投票所へお越しください。 ※選挙当日投票所で投票をする方は、「期日前投票宣誓書」の記載は不要です。

お詫びと訂正

広報ひがしくるめ12月1日衆議院議員選挙特集号に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。訂正箇所は次の通りです。 (1)「東久留米市で投票できる方」中の「市内転居した方」 (2)「投票用紙への記載注意事項」 (3)「投票用紙への記載注意事項」

今回の選挙の注意点

12月14日(日)は、衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査が同時に執行されます。投票できる方や、期日前投票のできる期間がそれぞれ異なりますので、ご注意ください。

期日前投票のできる期間

★衆議院議員選挙 12月3日(水)から  
★最高裁判所裁判官国民審査 12月7日(日)から  
投票ができる時間は、いずれも午前8時半～午後8時です。

【投票場所】期日前投票所(市役所7階703会議室) 【投票手続き】持参していた「投票所入場整理券」の裏面に「期日前投票宣誓書」の様式を印刷してあります。宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し直接投票箱へ入れます。期日前投票を利用する場合は、あらかじめこの様式に記入の上、期日前投票所へお越しください。 ※選挙当日投票所で投票をする方は、「期日前投票宣誓書」の記載は不要です。

(2面に続く)

候補者・最高裁判所裁判官の経歴などは選挙(審査)公報で

候補者の経歴・経歴などを掲載した選挙公報と、最高裁判所裁判官の経歴を掲載した審査公報を、投票日の2日前までに各世帯



にお届けします。

投票所入場整理券をお忘れなく

公示日以降に「投票所入場整理券」を世帯ごとに封書で郵送します。世帯全員が「投票所入場整理券」が入っていますので、ほかの家族の方のものとお間違えのないよう、ご注意ください。

入場整理券を紛失した方や届かなかった方でも、選挙人名簿に登録された

投票用紙への記載注意事項

投票用紙には、次の点に注意して記載してください。

①小選挙区選出(うぐいす色)の投票用紙には、候補者の個人名を書きます。2人以上の氏名を書いたり、氏名以外のことを書くこと無効になります。

②比例代表選出(白色)の投票用紙には、政党の名称・略称を書きます。個人名を書くこと無効になります。

③最高裁判官国民審査(クリム色)の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官には、その氏名の上の欄に「X」を書いてください。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かなくてください。

開票はスポーツセンターで

開票は、12月14日(日)午後9時から、スポーツセンターで行います。参観を希望する方は、当日受け付けにお申し出ください。

【注意】駐車場に限りがありますので、車での来場は、ご遠慮ください。

表1 郵便などによる不在者投票ができる方

手帳などの種類	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5



また左表1に該当し、かつ上肢または視覚の障害の程度は、点字投票の制度がありません(各投票所に点字器があります)。投票所(または、期日前・不在者投票所)で係員にお申し出ください。

不在者投票

(1面から続く)

▼他の市区町村での不在者投票  
 投票II出張などで市外に滞在中の方は、事前手続きをしていただくことで、滞在先の市区町村選挙管理委員会が不在者投票をすることがあります

が定められた等級(左表2参照)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、手続きが必要となりますので、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから12月10日(水)までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人でもできますが、投票手続きなどに日数がかかりますので、早めに申し込んでください

代理投票・点字投票

手などが不自由で文字を書くことができない方には、投票所の係員が代理で筆記する方法として代理投票があります。また、目の不自由な方には、点字投票の制度があります(各投票所に点字器があります)。投票所(または、期日前・不在者投票所)で係員にお申し出ください。

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

投票所案内図

▼第1投票区 第十小学校



▼第2投票区 下里小学校



▼第3投票区 第七小学校



▼第4投票区 西中学校



▼第5投票区 第九小学校



▼第6投票区 本村小学校



▼第7投票区 小山小学校



▼第8投票区 久留米中学校



▼第9投票区 第一小学校



▼第10投票区 第三小学校



▼第11投票区 東久留米市役所



▼第12投票区 南町小学校



▼第13投票区 第五小学校



▼第14投票区 南中学校



▼第15投票区 浅間町地区センター



▼第16投票区 第二小学校



▼第17投票区 成美教育文化会館



▼第18投票区 金山学童保育所(第六小学校敷地内)



▼第19投票区 神宝小学校



▼第20投票区 グリーンヒルズ2号棟集会所



ご注意

- ① 投票所入場整理券をお持ちの上、ご来場ください
- ② ペットを連れての投票は、ご遠慮ください